

令和7年第3回（9月招集）

袖ヶ浦市議会定例会
議案参考資料

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
	件名一覧表	5
議案第 1 号	字の区域及び名称の変更について	8
議案第 2 号	袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 0
議案第 3 号	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	2 4
議案第 4 号	令和 7 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 5 号	令和 7 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 号	令和 7 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 号	令和 7 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 号	令和 7 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
認定第 1 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 2 号	令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について	別冊
報告第 1 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計継続費精算報告について	資料 省略
報告第 2 号	令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	資料 省略
報告第 3 号	専決処分の報告について	資料 省略

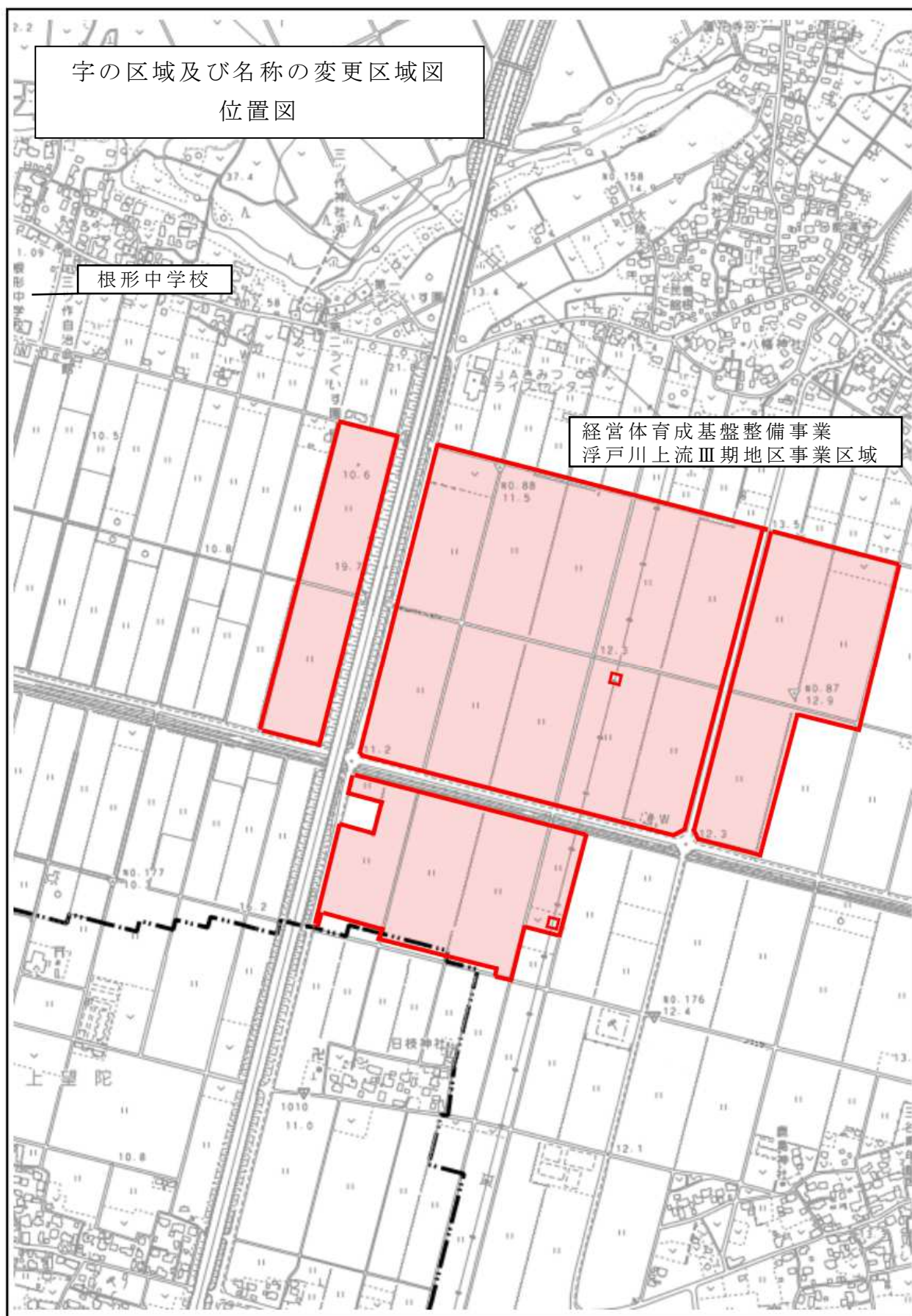
令和7年第3回（9月招集） 袖ヶ浦市議会定例会議案

No. 1

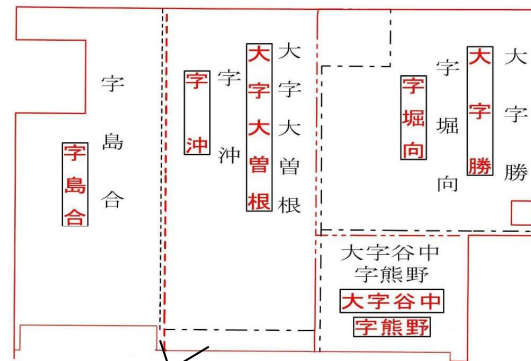
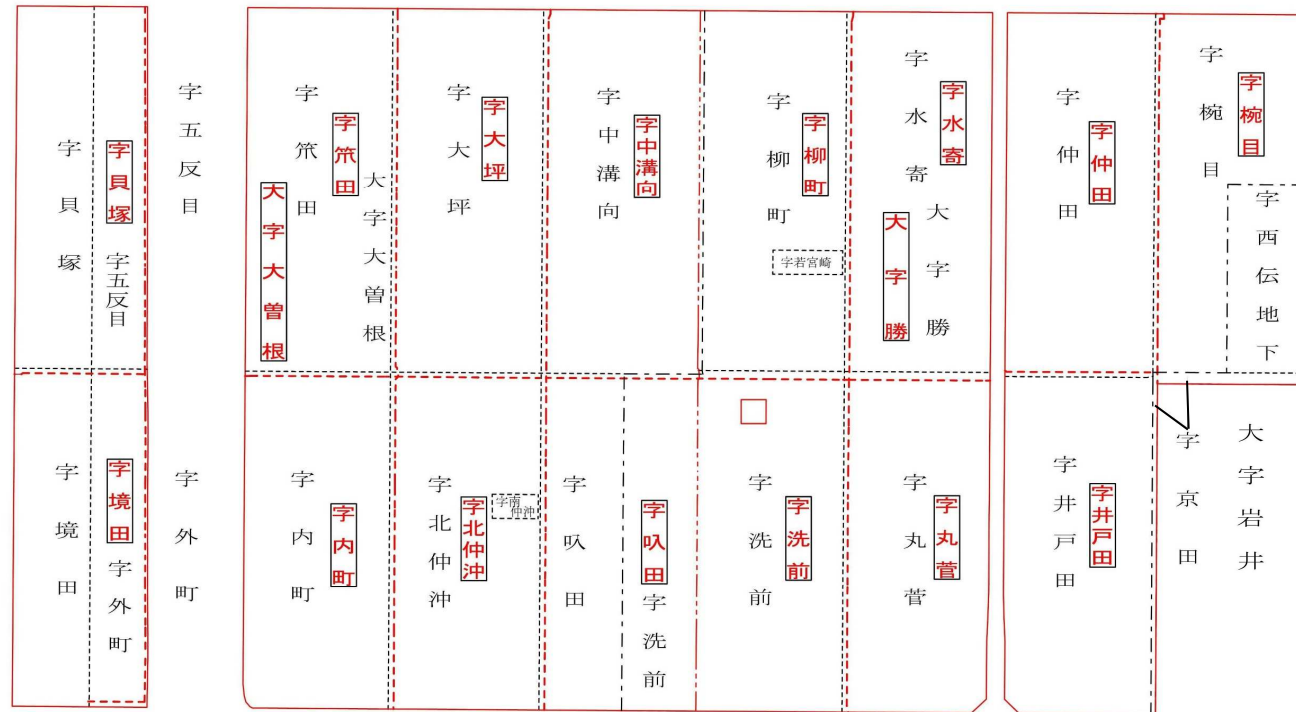
議案番号	件名等			関係部等
議案第1号	字の区域及び名称の変更について (主な内容) 経営体育成基盤整備事業浮戸川上流Ⅲ期地区の施行に伴い、字の区域及び名称の変更をする必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。			総務部
議案第2号	袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛番号管理機能による住登外者の情報に関する事務等を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 公布の日			総務部
議案第3号	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、関係する条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和7年10月1日			福祉部
議案第4号	令和7年度袖ヶ浦市一般会計補正予算(第3号) (主な内容)			財政部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	311億 1千869万4千円	304億 8千137万円	6億 3千732万4千円	
議案第5号	令和7年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (主な内容)			市民子育て部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	59億 9千591万8千円	59億 7千300万円	2千291万8千円	
議案第6号	令和7年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (主な内容)			市民子育て部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	9億 6千57万7千円	9億 4千900万円	1千157万7千円	

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第 7 号	令和 7 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） （主な内容）	福祉部
	補正後 予算額 補正前 予算額 予算額の増減	
	5 2 億 6 千 7 5 万 2 千 円 5 2 億 1 千 1 0 0 万 円 4 千 9 7 5 万 2 千 円	
議案 第 8 号	令和 7 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第 1 号） （主な内容） 補正後の収益的支出予定額 補正前の収益的支出予定額 1 5 億 6 千 6 6 0 万 7 千 円 1 5 億 6 千 5 2 8 万 8 千 円 予定額の増減 1 3 1 万 9 千 円 補正後の資本的支出予定額 補正前の資本的支出予定額 9 億 3 千 1 3 万 4 千 円 9 億 1 千 3 4 9 万 2 千 円 予定額の増減 1 千 6 6 4 万 2 千 円	都市建設部
認定 第 1 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の 認定について （主な内容） 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度袖 ヶ浦市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を監査委員の意 見を付けて議会の認定に付するものである。	財政部 市民子育て 部 福祉部
認定 第 2 号	令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決 算の認定について （主な内容） 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度 袖ヶ浦市下水道事業会計利益剰余金の処分について議決を求 めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年 度袖ヶ浦市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議 会の認定に付するものである。	都市建設部
報告 第 1 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計継続費精算報告について （主な内容） 令和 6 年度で、庁舎整備事業、子育て応援プラン策定事業 及び昭和中学校校舎増築事業（基本・実施設計委託）の継続 年度が終了したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の 規定により継続費精算報告書を調製し、これを報告する。	財政部
報告 第 2 号	令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に ついて （主な内容） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及 び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健 全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて報 告する。	財政部

議案番号	件 名 等	関係部等
報告 第 3 号	専決処分の報告について (主な内容) 専決第 8 号 袖ヶ浦市大鳥居 4 3 9 番地先で発生した車両物 損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について 1 事 故 発 生 年 月 日 令和 6 年 1 1 月 1 日 2 事 故 発 生 場 所 袖ヶ浦市大鳥居 4 3 9 番地先 3 事 故 の 相 手 方 個人 4 市 の 損 害 賠 償 額 7 7, 7 0 0 円 5 相手方の損害賠償額 4 1, 8 9 4 円	環境経済部



字の区域及び名称の変更区域図



凡	例
大字	新大字名
字	新字名
大字	旧大字名
字	旧字名
-----	新大字界
-----	新字界
-----	旧大字界
-----	旧字界
-----	事業区域界

袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行														
(個人番号の利用範囲) 第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務並びに市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う番号法別表の下欄に掲げる事務及び番号法第9条第1項に規定する準法定事務とする。 2・3 (略) <u>4 市長又は教育委員会は、番号法別表の下欄に掲げる事務又は番号法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を一意に特定するための番号を付番し、管理する機能（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u> <u>5 (略)</u> 別表第1（第4条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>10 市長</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>11 市長</u></td><td><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	略		10 市長	(略)	<u>11 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(個人番号の利用範囲) 第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務_____ _____とする。 2・3 (略) <u>4 (略)</u> 別表第1（第4条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>10 市長</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	略		10 市長	(略)
機関	事務														
略															
10 市長	(略)														
<u>11 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>														
機関	事務														
略															
10 市長	(略)														

<u>1 2</u> 教育 委員会	(略)
<u>1 3</u> 教育 委員会	(略)
<u>1 4</u> 教育 委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
<u>1</u> 市長	<u>袖ヶ浦市国民健康保険短期人間ドック助成事業実施要綱による国民健康保険被保険者に対する短期人間ドック費用の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	・ <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> ・ <u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> ・ <u>国民健康保険法（昭和3</u>

<u>1 1</u> 教育 委員会	(略)
<u>1 2</u> 教育 委員会	(略)

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
<u>1</u> 市長	<u>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	・ <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> ・ <u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> ・ <u>生活保護法（昭和25年</u>

		<u>3年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険等給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> ・ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			<u>法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
	<u>2 市長</u>	<u>袖ヶ浦市国民健康保険短期人間ドック助成事業実施要綱による国民健康保険被保険者に対する短期人間ドック費用の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>			・ <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> ・ <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> ・ <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険等給付関係情報」とい</u>

					<u>う。) であって規則で定めるもの</u>
<u>2</u> 市長	袖ヶ浦市高齢者短期人間ドック助成事業実施要綱による後期高齢者医療被保険者に対する短期人間ドック費用の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・<u>国民健康保険等給付関係情報であって規則で定めるもの</u> ・<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	<u>3</u> 市長	袖ヶ浦市高齢者短期人間ドック助成事業実施要綱による後期高齢者医療被保険者に対する短期人間ドック費用の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・<u>国民健康保険等給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>3</u> 市長	袖ヶ浦市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6	<u>4</u> 市長	袖ヶ浦市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・<u>生活保護関係情報</u> _____ _____ _____ _____ _____であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6

年法律第30号)による
永住帰国旅費、自立支度
金、一時金、一時帰国旅
費又は中国残留邦人等支
援給付等の支給に関する
情報(以下「中国残留邦
人等支援給付等関係情
報」という。)であって
規則で定めるもの

・医療保険各法(健康保険
法(大正11年法律第7
0号)、船員保険法(昭
和14年法律第73号)、
私立学校教職員共済法
(昭和28年法律第24
5号)、国家公務員共済
組合法(昭和33年法律
第128号)、国民健康
保険法又は地方公務員等
共済組合法(昭和37年
法律第152号)をい
う。)又は高齢者の医療
の確保に関する法律によ
る医療に関する給付の支
給又は保険料の徴収に関

年法律第30号)による
永住帰国旅費、自立支度
金、一時金、一時帰国旅
費又は中国残留邦人等支
援給付等の支給に関する
情報(以下「中国残留邦
人等支援給付等関係情
報」という。)であって
規則で定めるもの

・医療保険各法(健康保険
法(大正11年法律第7
0号)、船員保険法(昭
和14年法律第73号)、
私立学校教職員共済法
(昭和28年法律第24
5号)、国家公務員共済
組合法(昭和33年法律
第128号)、国民健康
保険法又は地方公務員等
共済組合法(昭和37年
法律第152号)をい
う。)又は高齢者の医療
の確保に関する法律によ
る医療に関する給付の支
給又は保険料の徴収に関

		する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの ・住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
<u>4</u> 市長	袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの ・住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	<u>5</u> 市長	袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
<u>5</u> 市長	袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給条例による重度心身障害者（児）医療費等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>6</u> 市長	袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給条例による重度心身障害者（児）医療費等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの ・<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> ・<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの ・<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
<u>6</u> 市長	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例による重度心身障害者福祉手当の支給	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって	<u>7</u> 市長	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例による重度心身障害者福祉手当の支給	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって

	に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・障害者関係情報であって規則で定めるもの ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
	に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・障害者関係情報であって規則で定めるもの ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	

		・介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの ・<u>国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> ・<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			・介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの ・<u>国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
<u>7</u> 市長	袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例による心身障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定める	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの	<u>8</u> 市長	袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例による心身障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定める	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの

		もの	・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・障害者関係情報であって規則で定めるもの ・特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの ・年金給付関係情報であって規則で定めるもの ・住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			もの	・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・障害者関係情報であって規則で定めるもの ・特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの ・年金給付関係情報であって規則で定めるもの
<u>8</u>	市長	袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例による精神障害者医療費等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	<u>9</u>	市長	袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例による精神障害者医療費等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		・特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの ・<u>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u> ・<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			・特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの ・<u>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>9</u> 市長	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱による障害者グループホーム等入居者家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> ・<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	<u>10</u> 市長	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱による障害者グループホーム等入居者家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>10</u> 市長	袖ヶ浦市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱による軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成に	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの	<u>11</u> 市長	袖ヶ浦市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱による軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成に	・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの

	関する事務であって規則で定めるもの	・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 1 教育委員会	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱による就学援助費（医療費以外）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	・住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 2 教育委員会	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	・住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略			
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し	2 教育委員会	・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関

	関する事務であって規則で定めるもの	・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
--	-------------------	--

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略			
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し	2 教育委員会	・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関

	た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		する情報であって規則で定めるもの
<u>3</u> 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>3</u> 教育委員会	・ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
<u>4</u> 教育委員会	略		
<u>5</u> 教育委員会	略		
<u>6</u> 教育委員会	略		
<u>7</u> 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>7</u> 市長	・ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

	た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		する情報であって規則で定めるもの
<u>3</u> 教育委員会	略		
<u>4</u> 教育委員会	略		
<u>5</u> 教育委員会	略		

	<u>るもの</u>				
--	------------	--	--	--	--

第1条 袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(受給権者) 第3条 手当の受給権者は、重度心身障害者又はその養護者の1人とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第18項</u>に規定する共同生活援助の給付を受けている者は除く。	(受給権者) 第3条 手当の受給権者は、重度心身障害者又はその養護者の1人とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第17項</u>に規定する共同生活援助の給付を受けている者は除く。

第2条 袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(対象者) 第3条 この条例により医療費の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、精神障害者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第25項</u>に規定する自立支援医療のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療を利用する者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する被保険者 2 (略)	(対象者) 第3条 この条例により医療費の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、精神障害者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第24項</u>に規定する自立支援医療のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療を利用する者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する被保険者 2 (略)

第3条 袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(事業) 第4条 福祉作業所は、次に掲げる事業を行う。 (1) (略) (2) 支援法第5条第15項に規定する就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に関すること。 (3)・(4) (略)	(事業) 第4条 福祉作業所は、次に掲げる事業を行う。 (1) (略) (2) 支援法第5条第14項に規定する就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に関すること。 (3)・(4) (略)

